
盲学校における歩行指導の現状と課題 —全国の盲学校に対するアンケート調査結果からの考察—

京都府立盲学校

二井 弘泰

1. はじめに

専門的な養成を受けた歩行訓練の指導者（以下、歩行訓練士という）が、盲学校にはじめて配置されたのは1973年頃である。現在、日本ライトハウスが実施している歩行指導者養成で、盲学校教員が受講できるのは2つある。ひとつは「厚生省委託歩行指導者養成課程」（以下、歩行養成という）で、もうひとつは「教育関係者歩行訓練研修会」（平成6年度より文部省後援、以下教育研修という）である。その修了者で、現在、盲学校に勤務している教員の数は、1993年12月現在で、歩行養成、教育研修を合わせると18校46名（うち歩行養成だけでは17校42名）となる。また、国立身体障害者リハビリテーションセンター学院（以下、国リハという）を修了したものは、2校2名である。全国の盲学校数69校から見れば必ずしも十分な配置状況であるとはいがたい。歩行訓練は歩行訓練士が行わなければならないという規定はないが、歩行訓練の指導は極めて専門性の高い内容を含んでいるものであり、視覚障害児・者に対する安全で能率的な歩行を保障するには必要欠くべからざる指導技術を要するものである。

一方、盲学校の学習指導要領の中に養護・訓練という領域が設定され、20年が経過し、歩行指導についての位置付けもされている。文部省においても「歩行指導の手引き」を作成し、さらに上記、教育研修を後援するなど指導の充実に向けての努力はなされている。

ところが、学習指導要領における記述や文部省の期待とは裏腹に、盲学校に配置されている歩行訓練士は極めて少数である。このような状況の中で実際の歩行指導がどのようなかたちで行われているのか、また、全国的な状況がどうであるのか、全国の盲学校を対象として、歩行指導の現状と問題点についてのアンケート調査を行った。その結果をもとに、盲学校の歩行指導の状況を明らかにするとともに、歩行訓練士の配置の必要性を明確にして、今後の盲学校における歩行指導充実の方途を考察したいと考える。

また、1982年にも同種のアンケート調査が行われているので、それとの比較検討も併せて報告する。

2. 調査方法と調査内容

1) 調査の方法

(1) 調査対象

全国の国公私立の盲学校69校（除く分校）

(2) 調査期間

1993年6月1日から6月30日

(3) 調査方法

郵送にて質問紙（アンケート）を配布し回答後、質問紙を返送し回収する。

2) 調査内容

(1) 養護・訓練について

(2) 歩行指導について

(3) 歩行指導の特徴的な方法や内容

(4) 歩行指導についての意見

上記の(1)(2)については主に選択式で、(3)(4)については記述式で回答を求めた。

3. 調査の結果

アンケートを発送した69校中、質問紙の返送があった57校について結果をまとめた。回答回収率は、82.6%である。

1) 養護・訓練について

(1) 養護・訓練に関する全校的な研究組織や分掌があるか。

- | | | |
|-----------|-------|-------|
| 全校組織としてある | | 80.7% |
| 各部ごとにある | | 3.5% |
| ない | | 7.0% |

(2) 養護・訓練の指導で実施している内容はなにか。(学部ごとに回答)

表1 養護・訓練の指導内容

	感覚訓練	コミュニケーション訓練	日常生活動作訓練	歩行訓練
小学部	79.2%	85.0%	85.0%	92.5%
中学部	62.3%	81.1%	81.1%	86.8%
高等部	46.9%	77.6%	73.5%	85.7%

表1にあるように、小学部・中学部・高等部とも養護・訓練のなかで指導する内容としては歩行訓練が最も多い。

2) 歩行指導について

(1) 歩行訓練士がいるか。

* () 内は、日本ライトハウス(歩行養成)、及び国立リハの修了者数に基づき著者が算出したもの

- | | | | |
|------------|-------|-------|---------|
| いる | | 38.6% | (26.1%) |
| 1名 | | 19.3% | (13.0%) |
| 2名 | | 3.5% | (1.4%) |
| 3名以上 | | 15.8% | (11.6%) |
| 以前いたが今はいない | | 7.0% | |
| いない | | 52.6% | (73.9%) |

(2) 日本ライトハウスが実施している「歩行養成」を知っているか。

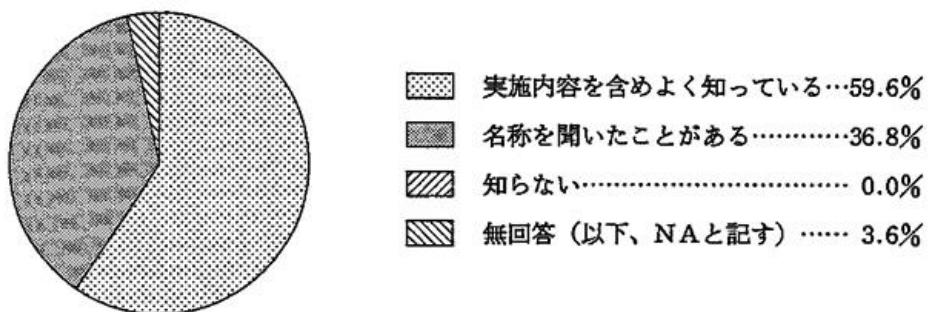


図1 培成課程や研修会を知っているか。

(3) 貴校で歩行訓練を行っているか。

- 行っている 98.2%
 - 行っていない 0.0%
 - その他 1.8%
- (学部によって異なる)

(4) 歩行指導についての指導体制があるか。

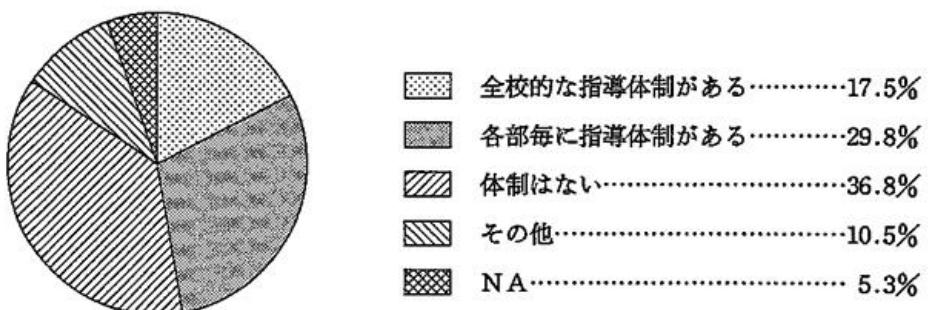


図2 指導体制があるか。

(5) 歩行指導は誰が担当するか。

表2 歩行指導の担当者

	① 担任	② 養訓担当者	③ 歩行指導の専任者	④ 全教職員	⑤ その他
小学部	42.6%	50.0%	14.8%	18.5%	1.8%
中学部	28.8%	67.3%	19.2%	13.5%	1.9%
高等部	17.6%	62.7%	21.6%	15.7%	3.9%

表2にあるように、小学部・中学部・高等部とも養護・訓練担当者が主に指導する学校が大半を占めている。

(6) 弱視生徒についても歩行指導を行うか。

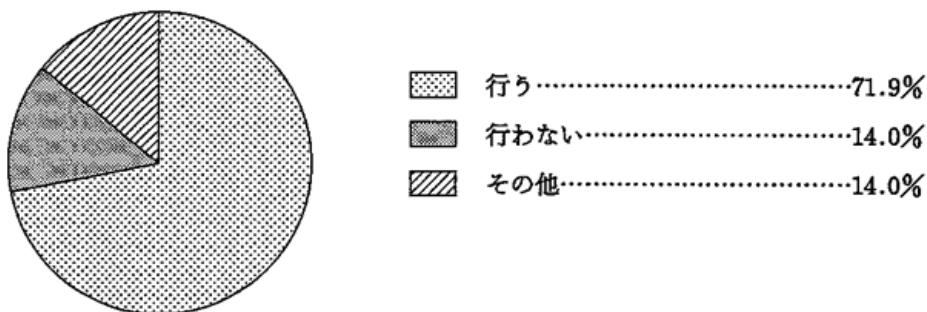


図3 弱視生徒の歩行指導

(7) 歩行指導は生徒1人当たり平均何時間行うか（学部により異なる場合は時間の多い方を集計した。また、1時間とは通常の1时限の授業時間数とする）。

- 1時間 68.4%
- 2時間 31.6%
- 3時間 5.3%
- 4時間以上 5.3%
- その他 7.0%

(8) (7)で回答した指導時間で十分であるか。

- 十分である 0.0%

カリキュラム上やむを得ない……………78.9%
 もっと必要……………15.8%
 その他…………… 5.3%
 (学部により異なる)

(9) 歩行指導はどの時間帯に行っているか。(重複回答あり)

養護・訓練……………98.2%
 教科の時間…………… 5.3%
 特別活動の時間……………10.5%
 放課後……………59.6%
 その他……………21.0%

*放課後の指導に寄宿舎での指導を含める。

*その他とは、長期休業中やクラブ、抜き出し指導等である。

(10) 歩行指導の指導形態はどのような形態か。

個別指導……………71.9%
 複数の生徒を1名の指導者で指導…… 1.8%
 複数の生徒を複数の指導者で指導…… 3.5%
 その他……………22.8%

(原則的に個別だが、ケースにより異なる)

(11) 歩行指導の訓練カリキュラムがあるか。

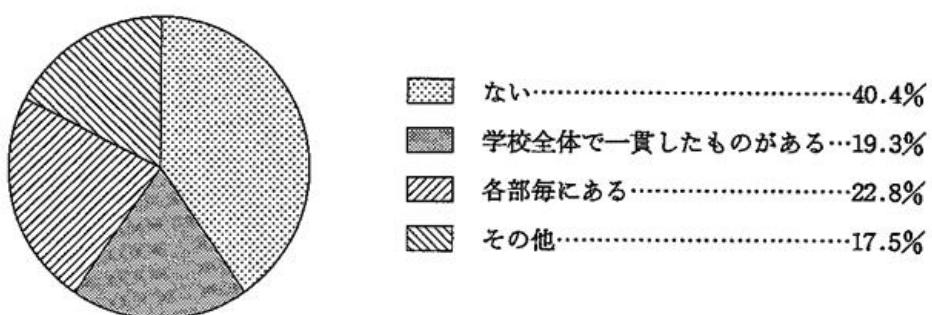


図4 訓練カリキュラム

(12) 歩行指導に関する全校的な研修会があるか。

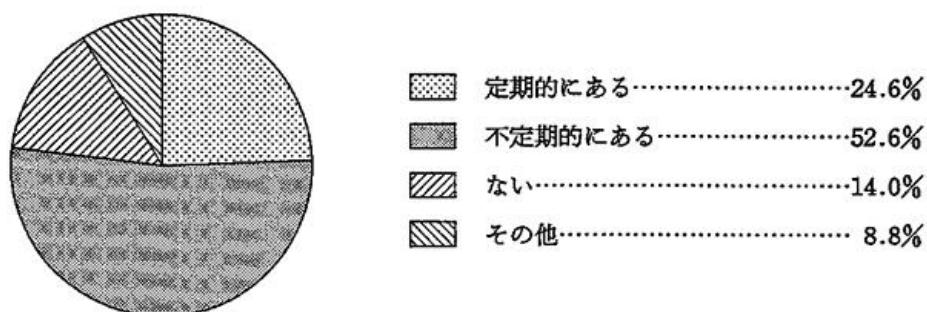


図5 歩行指導の研修会

(13) 歩行指導の目標をどこにおいているか。

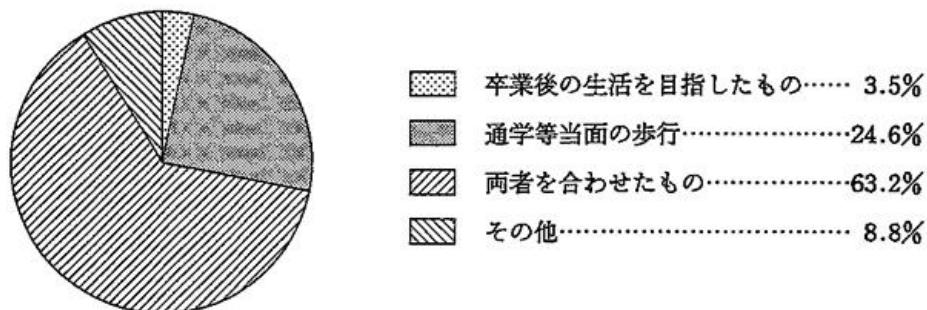


図6 歩行指導の目標

(14) 歩行指導の指導場所は目標達成のために適当であるか。

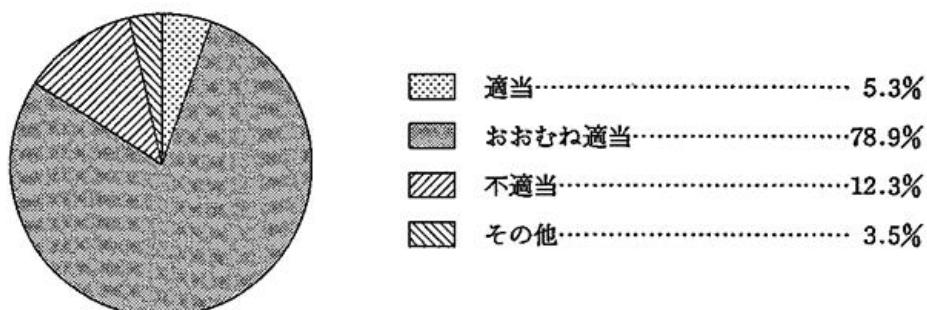


図7 指導場所は適当か。

*不適当な理由……工事箇所が多い。市街地から離れているので応用歩行の訓練ができない。信号や歩道橋がない。駅がない。道路が複雑で基礎訓練ができない。

(15) 歩行指導を行っていく上での課題となることは何か。（重複回答あり）

- | | |
|---------|-------|
| 指導者の確保 | 45.6% |
| 指導者の養成 | 71.9% |
| 指導時間の確保 | 64.9% |
| 指導体制の確立 | 54.4% |
| 指導内容の精選 | 40.4% |
| 教職員の理解 | 26.3% |
| 保護者の理解 | 26.3% |
| その他 | 3.5% |

(16) 盲学校における歩行指導に対する意見（抜粋）

①歩行訓練士の養成・研修等について

*歩行指導についての全校的な研修会も実施しているが時間的なこともあります
十分とはいえない。

*歩行訓練士等の校外的な研修会にも期間や時期的なこともあります
参加できない。

*指導の充実を図るために専門の訓練士の配置が望ましいが、同時に、全教職員が誰でも指導できて当たり前という意識を持って自ら研修を深めることが大切。

*専門の歩行指導者や歩行訓練士が各学校に常に配置されておれば良いと思う。

*盲学校の人事異動が早くなり、専門性の確立がむつかしい。

*「歩行養成」を受けたくても余りに長期間過ぎるので初級・中級・上級等
3日間単位で合計9日間の研修コースを設けて欲しい。

*現場の教職員が仕事を続けながら平日の午後、歩行訓練士の養成課程を受講できるシステムが各都道府県単位であれば良い。

*日本ライトハウスの「歩行養成」に文部省の委託があれば参加ができるの

で、委託を取りつけて欲しい。

*各盲学校への歩行訓練士の配置の義務づけを盲学校長会から文部省に働きかけて欲しい。

②歩行指導の内容やカリキュラムについて

*歩行訓練カリキュラムの作成と先天視覚障害者に対する白杖使用前の指導を充実させたい。

*歩行指導に必要な時間を確保することは重要であるがカリキュラム上不可能であるなら、放課後等の特設の養護・訓練を設け、歩行やそれ以外の必要な指導を行っていかなければならない。

*学力の充実と歩行指導の充実との間で学校間格差が広がるのではないか。

*児童・生徒の重複化の中で、指導内容を配慮しなければならない。

*白杖操作が十分でなくとも生徒の要求に基づき校外に出て、その都度指導すればよい。歩行は日常的に訓練しないと効果が上がらない。

*弱視生徒の歩行指導についての考え方を検討する必要がある。

*中途視覚障害者のケアが必要であるが、専攻科の生徒には養護・訓練がないので指導がむつかしい。

*日本ライトハウスで、「実地指導の手引き」等のビデオテープを作成してほしい。

③その他

*学校における歩行指導と併せて、家庭においても自立に向けた働きかけが望まれる。

*盲学校における歩行指導について教育委員会が十分に認識してほしい。

*歩行指導に関して、今後の生徒の減少を考えると教員が行うより地域のセンターの専門の指導員が本人の生活する地域に密着するかたちで行うことが望ましい。

*盲学校が視覚障害者に対する指導のセンター的役割を果たす体制作りをしなければならない。

*歩行指導中の事故に対する十分な補償制度の確立が必要である。

*点字ブロックの敷設方法を全国統一にしてほしい。

(1) 各学校の特徴的な指導内容や指導方法（抜粋）

- *学校と連携を取りながら、寄宿舎において、毎月定期的な単独歩行に向けた歩行訓練を行っている。
- *指導者の研修として、国立のセンターから歩行訓練士を招いて研修会を実施している。
- *総合養護・訓練として年3回歩行訓練を実施している。生活に関するものを含んでいる。
- *夏期休業中に集中訓練を実施している。（訓練士3名による学部を越えた指導）
- *白杖による訓練に加え盲導犬による歩行訓練も可能な状況にある。
- *新入職員に対して、白杖体験や歩行介助講座を実施している。
- *白杖歩行指導については標準となるカリキュラムが作ってあり、それに基づいて指導している。
- *寄宿舎がないため、通学のための指導に大きなウエイトが掛っている。
- *歩行訓練担当者のもとで指導計画が立てられ、学部との話し合いによってグループ・個人の訓練方法が決定される。重複生については、グループ指導が基本となる。
- *単独目的歩行を最終目的として、交通機関を利用し、公共施設やデパート等での必要な要件をみたすことができるよう、半日位の日程で行っている。周囲の環境認知やコミュニケーションの活用が重要なポイントになり、日常行われている個別養護・訓練での学習が応用され生かされている。
- *本人のニーズにより実際の場所で指導している。（現地主義）
- *単独歩行をしている児童・生徒に対してフォローアップを実施している
- *歩行訓練指導記録ファイルを小学部・中学部・高等部に送り、継続的な指導に役立てている。
- *夏休みに合宿（2泊3日）を行い、集中的に指導し効果を上げている。
- *養護・訓練の時間だけでは指導が不足するので、ゆとりの時間やクラブの時間に生徒を取り出し、歩行訓練をしている。
- *「歩行訓練（第2版）」（日本ライトハウス、芝田裕一著）をもとに歩行指

導プログラムを作成し、小・中・高一貫した指導体制に役立てるとともに指導記録・管理に利用している。

- * (歩行に関して) 検定試験があり、それに合格するよう指導している。合格者については特別コースを設けて歩行がより日常生活に役立つものになるよう指導している。
- * 歩行訓練士の資格を有するものがいないので、市のリハビリテーションセンターの訓練士に指導・援助を受けており、学校として一貫した指導ができるよう条件整備をしている。

4. 結果からの考察

1) 歩行訓練士の養成・配置について

歩行訓練士の養成や盲学校への配置が極めて遅れていること並びに歩行訓練士による指導が十分に保障されていないことがアンケートの結果からも明確になっている。歩行指導が調査したすべての盲学校で行われているにもかかわらず歩行訓練士の配置がなされていない盲学校が59.6% (34校) あり、現状の不十分さを物語っている。また、歩行指導を行っていく上での課題の中で指導者つまり歩行訓練士の確保や養成を上げている盲学校がそれぞれ45.6% (26校)、71.9% (41校) あり、指導時間の確保とともに指導上の大きな課題となっていることが伺える。

そこで、現在、歩行訓練士が配置されている盲学校（以下、配置校という）と配置されていない盲学校（以下、未配置校という）とで歩行指導に関してどのような違いがあるのかをアンケート調査の結果から分析した。

- (1) 歩行指導について学部の枠を越えた全校的な指導体制があるか。

表3 全校的な指導体制(配置・未配置比較)

	全校的な指導体制	部毎の指導体制	指導体制はない	その他	N A
配置	27.3%	31.8%	27.3%	4.5%	9.1%
未配置	11.4%	28.6%	42.9%	14.3%	2.9%

(2) 歩行指導の訓練カリキュラムがあるか。

表4 訓練カリキュラム（配置・未配置比較）

	な い	学校全体として	部毎にある	その 他
配 置	18.2%	36.4%	31.8%	13.6%
未 配 置	54.3%	8.6%	17.1%	20.0%

(3) 歩行指導に関する全校的な研修会があるか。

表5 歩行指導の研修会（配置・未配置比較）

	定期的	不定期的	な い	その 他
配 置	36.4%	36.4%	18.2%	9.1%
未 配 置	17.1%	62.9%	11.4%	8.6%

(4) 歩行指導の目標はどこにおいているか。

表6 歩行指導の目標（配置・未配置比較）

	卒業後の生活	当面の歩行	両 方	その 他
配 置	9.1%	18.2%	72.7%	0.0%
未 配 置	0.0%	28.6%	57.1%	14.3%

歩行訓練の指導体制についてであるが、指導の体制の有無が、配置校と未配置校で大きな違いとなって現れている。全校的あるいは各部毎の指導体制の確立を見ても歩行訓練士の配置により、より充実した指導が行える状況にあることが明確になっている（表3）。より顕著なこととしては、訓練カリキュラムが整備されているかどうかについてである。未配置校の54.3%でカリキュラムのない状況がある。このことは、「歩行指導の手引き」等の書物や文献だけでは指導のプランニングをすることが困難であることを示している（表4）。一方、歩行訓練を全校の教職員の課題として行えているかどうかを示すものとして、歩行訓練に関する研修会の実施状況を比較したところ、未配置校の方がよく実施されていることがわかる。このことは歩行訓練士の配置によって歩行指導が全校的な課題とはならず、少数の教職員（歩行訓練士）の問題になってし

まっている状況を示しているものであると推察される（表5）。また、歩行指導の目標についてであるが、わずかではあるが、配置校の方が生徒の卒業後の社会生活を見通した長期的な観点にたって指導されていることがうかがえる。

以上のように、専門的な研修や教育を受けてきた歩行訓練士の配置が、より能率的な歩行指導を進めるために必要であることが明らかである。しかし、歩行訓練士の配置によって全校的な歩行指導の協力体制が崩れ、担当者まかせになる危惧も感じられる。全校的な研修会の実施とともに学校内の啓発活動も更に重要になっていくものと思われる。

2) 指導内容について

(1) 指導対象について

回答をよせたすべての盲学校で歩行指導が行われている。そのうち、弱視の生徒に対しても71.9%の盲学校で指導が行われている。また、年間の指導対象生徒数は、全員を対象に行う盲学校から今年度はなしという盲学校までさまざまである。これは、最近の重度重複生の増加や生徒数の減少化傾向とも関連し各学校の状況によるところが大きい。

(2) 指導者・指導時間について

歩行指導の担当者については、学部によって異なるが、どの学部においても養護・訓練担当者（歩行訓練士も含めて）が指導していることが多い。また、学級担任による指導も小学部では比較的多いことがわかる。その他として、寄宿舎の先生が指導していると回答している盲学校もある。

指導時間帯については、養護・訓練を使っているところが殆どであるが、放課後や長期の休業中、あるいは、年間の行事に組み入れて歩行指導を行っている盲学校もある。

養護・訓練の週当たりの指導時間数は学習指導要領による目安として週当たり3時間が標準とされているが、生徒の実態に合わせることができることから年齢が進むにつれて、教科の学習に割り当てる盲学校が少なくない。したがって、多数の盲学校で、標準時間数とされている週3時間を下回っている。しかも、その時間すべてが歩行指導に当てられるのではなく、感覚訓練やコミュニケーション訓練、日常生活動作訓練等多様な訓練が養護・訓練の時間帯に行

われている。しかし、アンケート結果では、歩行指導に割り当てられている時間数は、平均で週1～2時間となっており、盲学校での養護・訓練に占める歩行指導のウエイトの大きさがわかる。

一方、歩行指導が養護・訓練の時間内に十分保障し切れるかというと甚だ問題で、この指導時間で十分であると回答した盲学校はなかった。カリキュラム上やむなく現状に甘んじているところが多いと推察される。その中で指導時間の不足分を夏期休業中や放課後に埋め合わせるところもあり、指導目的を達成させるための苦肉の策とはいえ、指導者の負担も多いものと思われる。

(3) 指導場所について

指導場所については、多数の盲学校がおおむね適当としている。市街地に位置しているところは道路状況が複雑で基礎的な訓練ができにくいとし、また、郊外に位置しているところは電車や信号等の応用的な指導が不足するとしている。指導時間や指導場所に一定の制限がある学校という特殊事情の中ではいたしかたのないものと思われる。

3) 10年前の調査との比較検討

財津（1982）が行った「全国盲学校における歩行訓練の実態」のアンケート調査（回収率89%）と今回の調査を比較する。

表7 1982年調査結果との比較

調査項目	今回の調査（1993）	財津の調査（1982）
① 歩行訓練士がいる	38.6%	26.0%
② 訓練カリキュラムがある	59.6%	69.0%
③ 学校全体で一貫した指導体制がある	17.5%	40.0%
④ 養護・訓練の時間に指導している	98.2%	73.0%
⑤ 放課後に指導している	59.6%	27.0%
⑥ 歩行指導は個別で行っている	71.9%	77.0%

歩行訓練士の配置については充実してきているが、全校的な指導体制や訓練カリキュラムの整備については10年前よりむしろ後退していることが明らかになった。これは、歩行訓練士の配置によって、「歩行指導は歩行訓練士が行うもの」や「歩行指導は歩行訓練士しか行えない」という意識が教職員のなかに

生まれ、その結果、1人ないしは少数の歩行訓練士に歩行指導が任せられ、全校的な指導の体制が不十分になってくるためであると考えられる。また、カリキュラムについても、全校の歩行指導を少数の教職員が担当することで、ケース毎の指導計画はあっても、全校的な指導カリキュラムまでは整備する必要性がないと考えられているためであろう。一方で、指導時間帯は、養護・訓練の時間を使うことがかなり多くなっている。以前は、教科の学習の中で歩行指導が行われていたが、最近では養護・訓練の指導体制が十分に定着していることを示している。

4) 歩行指導の内容や歩行指導についての意見

(1) 特徴的な指導方法や指導内容

指導時間の不足やカリキュラム上の問題から多くの学校で特設の養護・訓練や夏期休業等の長期休業中にまとめて歩行指導をしている。教科指導もあり1日に2時間続けて養護・訓練の時間を配当することが困難な状況の中では有効な指導方法といえるのではないだろうか。歩行訓練士がいない学校では専門の機関と連携し指導や援助を依頼している。関係機関と距離的にも内容的にも連携できる条件のある学校の場合は適切な方法で、視覚障害児の卒業後のケアの面からも必要なことである。

各部の枠を越えてカリキュラムが作成され、また、歩行指導の記録も進学とともに送っていくという継続的な指導に重点を置いている学校もあり参考にしなければならない。単独歩行を開始している生徒に対するフォローアップを実施している学校がある。より確実な歩行を目指すことから多くの学校で取り組みたい内容である。

(2) 歩行指導についての意見

実際の指導の中から、歩行訓練士の配置の必要性や歩行指導にかかる研修の重要性が指摘されている。盲学校の教員であれば、視覚障害児・者の歩行についての一般的な知識の習得は短期間の研修で可能ではあるが、児童・生徒に対する指導となれば短期間の研修でよいとはいがたい。多くの盲学校から研修期間を短くしてほしいという意見があるが、高度な専門的知識を習得しなければならないという点や外国の例（アメリカではマスターコースに位置づけて

歩行訓練士の教育がされている。)を見ると、一定の期間(日本ライトハウスや国リハで行われている課程の期間)の研修は必要となる。

歩行訓練の研修を受けた教員の異動により、専門性の確立が困難な状況がある。盲学校の歩行訓練士の現任率は、70.0% (芝田、1994) であり、一般の視覚障害者施設に比べて低い。文部省をはじめ、教育行政機関への啓発活動の必要性がある。

学力充実の課題と養護・訓練に配当する時間数に学校間格差が生じるのではないかと危惧する意見もある。学習指導要領では養護・訓練の配当時間数の基準が示されているだけで、学校の裁量によって時間数が決定されることであるから各盲学校の養護・訓練や歩行指導に対する認識や必要性の度合いによるところが大きい。一方、歩行訓練士が複数配置されている盲学校は歩行訓練士が配置されている17校中9校(日本ライトハウス調べ)に及んでいる。このことは、歩行訓練士の配置状況に学校・地域間格差があることを意味している。

5. まとめ

1993年度から日本ライトハウスにおいて前述した教育関係者を対象とした「教育研修」が行われている。このことは、研修機会の拡大と合わせて盲学校教員の中に占める歩行訓練士の割合が極めて低いことから実施されるものと推察される。指導期間や指導対象者の能力の問題からして極めて特徴的で限定的な指導を余儀なくされる盲学校にあって、歩行指導を充実させていくことは一担当者の力量をはるかに上回るものがある。これらの課題を克服するためには、科学的な指導方法の修得、多様なケースに対する指導内容の検討等の指導力量を高めることが必要不可欠であり、専門的な知識・技能を修得した歩行訓練士の配置が極めて重要となる。また、他の視覚障害児・者の訓練施設では行われていないことであるが、盲学校では歩行訓練士以外の職員が歩行指導をしている現状が少なからずある。この状況を早く改善するため、今回、回答を寄せた多くの盲学校が、研修機会の拡大・充実を要望として上げており、歩行訓練に関する専門的な研修のニーズは非常に高まっていると考えられる。盲学校の児童・生徒数の減少に伴って盲学校教員の数も減少傾向にある。しかし、視覚障

害児に対する歩行指導を充実させる手段としてすべての盲学校への歩行訓練士の配置が望まれる。教育行政機関の積極的な理解が待たれるところである。

また、指導時間の確保の問題と同じく、弱視生徒の歩行指導の在り方、重複障害生徒の歩行指導の進め方等が、多くの盲学校から課題として上げられている。これらの未研究の分野の問題も含め、近接の都道府県による地方別・プロック別の歩行指導の研究会・研修会が開催できるようになってほしいと考えている。盲学校の児童・生徒の少人数化、障害の多様化など視覚障害児教育をめぐる状況に変化が生じてきている。盲学校以外の教育機関に措置されている視覚障害児の教育権の保障も含めて、歩行指導を含む養護・訓練領域での盲学校間のネットワークが広がることを期待している。

6. おわりに

盲学校に転任して1年目に日本ライトハウスの「歩行養成」を受講することになった。この養成の中で、歩行指導はもちろんのこと、大変多くの視覚障害者を取り巻く問題について学んだ。とても意義深い養成であったと感謝している。この「歩行養成」を受講していく中で、歩行指導に関する専門の研修を受けた教員が極めて少ないことを知り、視覚障害児・者にとって生活の一部である「歩行」が教育の現場の中でどのように指導されているのか興味を持ち、多くの盲学校の見知らぬ先生方にお手数をかけることも顧みず、全国調査することにした。回答とともに貴重なご意見や示唆に富んだアドバイスまた、心温まる激励をいただいた。私の未熟さから、不十分な集約と分析になったことをお許しいただきたい。最後に、アンケート内容や分析についてアドバイスをいただいた日本ライトハウスの養成部長芝田裕一先生をはじめ今回の調査に多忙な中ご協力いただいた各盲学校の校長並びに担当の先生方に心よりお礼を申し上げる次第である。

引用・参考文献

- 大川原潔 1990 養護・訓練の基本と展開. 第一法規
財津 弘 1983 全国盲学校における歩行訓練の実態. 視覚障害研究, 17, 64

-72.

- 芝田裕一 1991 厚生省委託歩行指導員養成講習会の変遷と現状. 歩行訓練研究, 6, 26-41.
- 芝田裕一 1994 歩行養成とその修了者の現状(2). 第3回視覚障害リハビリテーション研究発表大会論文集, 34-37.
- 日本ライトハウス 1993 歩行指導者養成課程修了者数. 視覚障害リハビリテーション, 38, 80-83.
- 文部省 1989 盲学校高等部学習指導要領.
- 文部省 1985 歩行指導の手引き. 慶應通信.

〈インフォメーション1 図書〉

- 目の不自由な人の生活を知る絵本 朝子さんの一日
(永原達也・文 大中美智子・絵) 1993年10月刊 ¥1000 小学館
- 目の見えない友へ そして目の見える友への子育てアドバイス
(芹沢茂登子) 1993年10月刊 ¥1300 盲学生情報センター図書出版
- 道ひとすじ 昭和を生きた盲人たち (〈道ひとすじー昭和を生きた盲人たち〉編集委員会編) 1993年10月刊 ¥5150 愛盲報恩会
- 視覚障害と認知 (鳥居修晃) 1993年3月刊 ¥2060 放送大学教育振興会
- 盲老人の幸せのためにIII ー第5回全国盲老人ホーム利用者実態調査報告書ー 1992年実施 1993年6月刊 全国盲老人福祉施設連絡協議会